

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた中小企業者等向け

そうじゃ未来資金

申請の手引き

(令和2年7月13日版)

※申請書類に不備があると、支援金のお振込みにお時間を頂くこととなります。
提出にあたっては、必ず事前に本手引きやリーフレット、よくあるご質問をご確認ください。

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課

TEL : 0866-92-8276 FAX : 0866-92-8386

1	目的	1
2	交付対象者	1
3	支給額	5
4	申請から交付まで（申請手続き）	6
	◆受付期間	6
	◆提出書類	6
	◆提出方法	9
	◆申請後の流れ	10

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた市内中小企業者等で、今後も事業の継続とともに新型コロナウイルス感染症拡大予防に取り組んでいく方に対して、事業全般に広く使える支援金を交付し、事業の継続を支援することを目的としています。

2 交付対象者

次の要件1から4をすべて満たす事業者が対象となります。

要件1：中小企業者等

令和2年4月1日時点で事業を開始しており、申請日時点で「資本金の額」又は「常時使用する従業員数」が下表の基準以下の事業者で、

- ①市内に事業所※がある個人事業主（市外在住者を含む）※1
- ②市内に住所（住民票）がある個人事業主 ※1
- ③市内に主たる事業所又は従たる事業所※2がある会社
- ④市内に主たる事業所又は従たる事業所※2がある医療法人、社会福祉法人等
- ⑤市内に主たる事業所又は従たる事業所※2がある特定非営利活動法人（法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること）

※1 総社市が納税地であること

※2 事業所の所在地について、①、②の場合は確定申告書類の「事業所所在地」、③、④、⑤の場合は法人税確定申告書類の「納税地」をもって確認します。これらの書類で確認できない場合は、事業所が総社市にあることが確認できる書類（開業届、営業許可証、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物の写し等）を別途提出していただきます。

主たる業種の種類	中小企業者		
	資本金の額	常時使用する従業員数	うち小規模事業者 常時使用する従業員数
①製造業、建設業、 運輸業その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	21人以上300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	6人以上100人以下	5人以下
③サービス業	5千万円以下	6人以上100人以下	
④小売業	5千万円以下	6人以上50人以下	

(中小企業基本法第2条第1項及び第5項（小規模企業者は小規模事業者と読替）の規定による)



本支援金の対象となる法人は、会社法上の会社と一部法人となります。協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く）等は対象となりませんのでご注意ください。

※常時使用する従業員とは

労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。パート、アルバイト、契約社員、非正規職員等は、当該条文をもとに個別に判断します。

ただし、日雇い、2カ月以内の有期雇用（季節的業務は4カ月以内）、試用期間中の人は含まれません。また、会社役員（従業員との兼務者を除く）、個人事業主及び個人事業主と生計を一にする専従者も、予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、含まれません。

※②卸売業、③サービス業、④小売業について

以下の業種が「②卸売業」、「③サービス業」、「④小売業」です。それ以外は、原則として「①製造業、建設業、運送業その他の業種」へ分類されます。

※医療法人・社会福祉法人・学校法人・財団法人・社団法人・特定非営利活動法人（NPO法人）については「①製造業、建設業、運送業その他の業種」に分類します。

②卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
③サービス業	放送業、情報サービス業、映像情報制作・配給業、音声情報制作業、広報制作業、映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業、駐車場業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、生活関連サービス業（旅行業は除く）、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）
④小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業

※個人事業主とは

事業を行う個人であって、主たる収入が給与、年金、不動産等でない方をいいます。

ここでいう「主たる収入」とは、比較する月の属する1年の収入の半分以上が「事業収入」であることとします。「事業収入」は、確定申告書B第一表中「収入額等」の欄の原則「㊦営業等、㊧農業」の項目に該当する収入を指します。年の途中で開業する等、1年の収入割合では判断できない場合は、市へご相談ください。



※本支援金において「事業収入」「売上高」「売上」は、事業による売上（収入）のことを指し、同じ意味で使います。

※事業収入に補助金や寄付金等が含まれる場合は、それらを除いた額となります。

要件2：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から8月までのいずれかの月の売上高が、前年同月比で20%以上減少していること

令和2年1月から8月の間で、要件に当てはまる月（「対象月」という。）を任意に選んでください。また、前年同月比等の売上減少を比較する月を「比較月」と呼びます。

<売上減少要件を確認するための計算式>

$$(B-A) \div B \times 100 \geq 20\% \text{以上} \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

A:対象月売上高 B:比較月売上高

個人事業主で、令和元年の確定申告が白色申告の方、青色申告決算書に月別売上金額の記載がない方、確定申告の義務のない方で市県民税申告の方は、申告書類で月別の事業収入を確認できないため、Bについては、申告書の事業収入額を月平均した額とします。



年間売上減少見込み※が支援金額（旅館業・一般旅客自動車運送事業50万円、その他の業種は10万円）に満たない場合は、支給対象となりません。

<年間売上減少見込みの計算式>

$$C - (A \times 12) \geq 10\text{万円} \text{又は} 50\text{万円}$$

A:対象月売上高 C:前年売上高

※Cは、申告した実際の前年売上高となります。ただし、年の途中で創業するなど、Cが一年に満たない額の場合、平均月額から年換算して算出してください。収入月が一年のうち一時期に偏るために支給金額以下になる方は、市へ相談してください。

減少要件の確認方法について、以下の特例があります。

① 事業継続期間が短く申請時点で前年同月比較ができない方

選択した対象月の前年同月時点で創業していない場合は、対象月を含む直近3カ月の売上高の平均額を比較月として計算することができます。この場合、売上減少要件を確認するための計算式は次のとおりとなります。

※申請時点で事業承継後1年以内の個人事業主の方は、市へご相談ください。

$$(B - A) \div B \times 100 \geq 20\% \text{以上 (小数点以下切捨て)}$$

A : 対象月売上高 B : 対象月を含む3カ月売上高の平均

② 平成30年7月豪雨災害の影響を受けて比較が困難な方

個人事業主は、対象月と平成29年（白色申告者）又は平成30年1月～8月（青色申告者）の同月を比較月（白色申告者は月平均）として、法人は対象月と平成30年7月以前の属する事業年度の同月を比較月として計算することができます。

※原則どおり、対象月の属する年の前年（令和元年）又は前事業年度で比較できる場合は、特例で比較する必要はありません。

要件3：今後も総社市内で事業継続する意思があること

本支援金は、申請に係る事業を今後も継続する意思があるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大予防に取り組む意思がある方が対象となります。

申請書に誓約事項がありますので、ご確認ください。

要件4：以下のいずれにも該当しないこと

- ✓ 協同組合等の組合（企業組合、協業組合を除く）
- ✓ 政治団体
- ✓ 宗教上の組織又は団体
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業（パチンコ店、麻雀店、ゲームセンター等）、同条に規定する「性風俗関連特殊営業」と当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
- ✓ 暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者（申請書に誓約事項があります）
- ✓ その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 支給額

10万円（旅館業※1、一般旅客自動車運送事業※2（は**50万円**）

※1 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく、県知事の営業許可を受けている者

※2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の規定に基づく、国土交通大臣の許可を受けている者

※支援金の支給は、**1事業者（1個人、1法人）あたり1回のみ**となります。

※法人の代表者が、個人事業主として別の事業を行っている場合や、別の法人の代表者となっている場合は、人格ごとに1回ずつ申請が可能です。個人事業主として複数の事業を行っている場合は、1個人につき1回のみ申請となります。

4 申請から交付まで（申請手続き）

受付期間

令和2年7月15日（水）から10月30日（金）まで

※締切日は、10月30日です。ただし、郵送の場合は消印日となります。

※締切日時時点で申請の不備等がある場合は、支援金が支払われない場合があります。

申請は余裕をもって行うとともに、不備がないか提出前に必ずご確認ください。

提出書類

必要事項を記載した申請書に加えて、次の確認書類が必要となります。

※減少要件の特例を受けようとする方は、①と②の書類が異なります。詳しくは、9ページ目の「減少要件の特例の場合の添付書類」を確認してください。



法人・個人共通のお願い

確定申告書類は、税務署の收受日付印があるもので（e-Taxの場合は受信通知を出力したものを添付するか、電子申告受付日時と受付番号が印字されたもので）提出してください。

【個人事業主の場合】

<p>①令和元年分の確定申告書等の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年分の確定申告書B表第1表の控え ・ 所得税青色申告決算書の控え（1、2ページ） ◆ 白色申告を行っている場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年分の確定申告書B表第1表の控え ◆ 確定申告の義務がない方の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年分の市申告書「令和2年度市民税・県民税申告書」の控え
<p>②対象月（売上減少となった月）の月間売上高がわかるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 売上台帳等の月単位での収入が確認できるもの <p>※経理ソフト等から抽出したデータ、手書きの売上台帳など様式は問いません。（事業者名等、申請者のものとわかる情報が記載されているもの及び「令和2年〇月」と対象月の記載があることが必要）</p> <p>※国の「持続化給付金」の給付対象者は、「給付通知書」の写しを提出することで、上記書類の提出は不要となります。この場合、交付申請書の「2 売上減少率（20%以上であること）・売上減少額（申請支援金額以上であること）」の記入は不要です。</p>
<p>③申請者名義の口座通帳の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目両方のコピー <p>※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。</p> <p>※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。</p> <p>※当座預金で通帳がない場合は、金融機関が発行する上記確認事項が掲載されたものを提出してください。</p>
<p>④本人確認書類（申請日時点で有効なもので、住所が確認できるもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下のいずれか1つの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証 又は 運転経歴免許証（いずれも両面） ・ マイナンバーカード（おもて面のみ） ・ 写真付き住民基本台帳カード（おもて面のみ） ・ 在留カード又は特別永住者証明書又は外国人登録証明書（いずれも両面・在留資格が特別永住者のものに限る。） <p>※上記書類がない方は、健康保険証（両面）、パスポート（顔写真の掲載頁）などの公的身分証明書+住民票の写し（発行日3カ月以内のもの。）の両方を提出してください。</p>

①～④に加えて、個人事業主の方で、住所と事業所所在地が同一であり、申請書に屋号の記載がない場合は、事業実態が確認できる書類の写し（開業届、事業開始等申告書、業務請負契約書、営業許可書等の写し等）が必要です。

市外在住の個人事業主の方で白色申告の方は、確定申告書B第一表で事業所所在地が確認できない場合、事業所の所在地を確認するため収支内訳書が必要です。

【法人の場合】

<p>①前事業年度の確定申告書の写し</p> <p>※選択した対象月の事業年度の直前の事業年度</p>	<p>◆別表1（1枚目）の控え</p> <p>◆法人事業概況説明書（両面）の控え</p>
<p>②対象月（売上減少となった月）の月間売上高がわかるもの</p>	<p>◆売上台帳等の月単位での収入が確認できるもの</p> <p>※経理ソフト等から抽出したデータ、手書きの売上台帳など様式は問いません。（事業者名等、申請者のものとわかる情報が記載されているもの及び「令和2年〇月」と対象月の記載があることが必要）</p> <p>※国の「持続化給付金」の給付対象者は、「給付通知書」の写しを提出することで、上記書類の提出は不要となります。この場合、交付申請書の「2 売上減少率（20%以上であること）・売上減少額（申請支援金額以上であること）」の記入は不要です。</p>
<p>③申請者（法人名義）の口座通帳の写し</p>	<p>◆通帳のおもて面と通帳を開いた1、2ページ目両方のコピー</p> <p>※銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人を確認します。</p> <p>※電子通帳の場合は、通帳画面の画像を提出してください。</p> <p>※当座預金で通帳がない場合は、金融機関が発行する上記確認事項が掲載されたものを提出してください。</p>
<p>④事業所が総社市内にあることがわかるもの</p>	<p>◆以下のいずれか1つの写し</p> <ul style="list-style-type: none">・開業届、営業許可書、賃貸借契約書、公的機関からの郵便物 <p>※①の書類等の写しで所在地が確認できる場合は不要です。</p>

【減少要件の特例の場合の添付書類】

事業継続期間が短く前年同月比較できない事業者	<ul style="list-style-type: none">◆ 上記①・②（個人事業主の場合7ページ目①・②、法人の場合8ページ目①・②）のかわりとして、対象月を含む直近3カ月の月間売上高がわかるもの（確定申告済の方は上記①※も必要）◆ 個人の場合は7ページ目③・④、法人の場合は8ページ目③の必要書類◆ 創業日がわかるもの<ul style="list-style-type: none">・ 法人の場合は履歴事項全部証明書（発行日から3カ月以内のもの。写し可。）・ 個人の場合は開業届又は事業開始等申告書の写し（左記書類がない場合は、開業日、所在地、代表者、業種、書類提出（作成）日の記載がある書類）
平成30年7月豪雨災害により前年同月比較が困難な事業者	<ul style="list-style-type: none">◆ 上記①※のかわりに、災害前の比較月に係る確定申告書類（白色申告、市県民税申告の方は、平成29年のもの）◆ 個人事業主の場合は7ページ目②～④、法人の場合は8ページ目②・③の必要書類◆ り災証明書の写し（平成30年7月豪雨を事由に発行されたもの）

※上記①・・・個人事業主の場合7ページ目①、法人の場合8ページ目①

提出方法

<申請書類の入手方法>

◆ 総社市のホームページからダウンロードできます。以下で検索してください。



◆ 市役所（企業誘致商工振興課）、総社商工会議所（会員）、総社吉備路商工会（会員）等で配布しています。

<提出方法>

◆郵送による申請

申請書と必要書類を封筒に入れて下記提出先へ提出してください。

※郵送料は申請者負担となります。

◆窓口での申請

申請書と必要書類を用意し下記窓口へ提出してください。

※書類に不備がある場合、受付できない場合があります。

<提出先（窓口）>

総社商工会議所会員の方 ※郵送にて提出してください。

〒719-1131 総社市中央六丁目9-108

総社商工会議所（受付日時：平日9時から17時まで）

TEL：0866-92-1122

総社吉備路商工会会員の方 ※窓口へ持参してください。

総社吉備路商工会 本部

総社吉備路商工会 昭和支所

総社吉備路商工会 清音支所

（受付日時：平日9時から17時まで）

上記以外の方

※原則、郵送にて提出してください。
窓口による提出先は、市役所1Fロビーへお持ちください。

〒719-1192 総社市中央一丁目1番1号

総社市 企業誘致商工振興課（受付日時：平日8時30分から17時15分まで）

TEL：0866-92-8276

申請後の流れ

申請書受付後、申請いただいた内容・添付書類等の確認をします。必要に応じて、記載内容等について確認することがあるほか、提出いただいた資料で交付要件を確認できない場合等は、追加資料の提出をお願いする場合があります。

申請書受付後、2週間程度で交付決定通知書を申請者あてに郵送し、指定の口座に振り込みます。（申請書類に不備がある等、審査内容によっては、この限りではありません。）